

生活オリエンテーションの確認書 ★1

- 1 私の日本での生活一般に関する事項
- 2 私が出入国管理及び難民認定法第19条の16その他の法令の規定により履行しなければならない又は履行すべき国又は地方公共団体の機関に対する届出その他の手続に関する事項
- 3 私が把握しておくべき、特定技能所属機関又は当該特定技能所属機関から契約により私の支援の実施の委託を受けた者において相談又は苦情の申出に対応することとされている者の連絡先及びこれらの相談又は苦情の申出をすべき国又は地方公共団体の機関の連絡先
- 4 私が十分に理解することができる言語により医療を受けることができる医療機関に関する事項
- 5 防災及び防犯に関する事項並びに急病その他の緊急時における対応に必要な事項
- 6 出入国又は労働に関する法令の規定に違反していることを知ったときの対応方法その他私の法的保護に必要な事項

について、

2021年3月2日13時00分から17時00分まで

2021年3月3日13時00分から17時00分まで

年 月 日 時 分から 時 分まで ★2

特定技能所属機関（又は登録支援機関）の氏名又は名称

株式会社 入管

説明者の氏名 ★3

支援 花子

から説明を受け、内容を十分に理解しました。

特定技能外国人の署名

KOU OTUHEI

2021年4月1日

★4

該当番号	留意事項
★ 1	<p>この生活オリエンテーションの確認書は提出する必要はありません。 その代わりに、特定技能外国人から署名を徴した上で、支援を実施した事務所で保管してください。</p>
★ 2	<p>生活オリエンテーションを実施した日付及び時間を記載してください。 なお、生活オリエンテーションで情報提供する事項を1号特定技能外国人が十分に理解するためには、<u>少なくとも8時間以上行うことが必要</u>です。なお、<u>技能実習2号良好修了者、留学生等を同一機関で引き続き特定技能外国人として雇用する場合であって生活環境に変化がない場合であっても、4時間に満たないときは、生活オリエンテーションを適切に行ったとはいえません。</u> また、特定技能外国人が転職した場合であっても、転職先の環境に応じた内容の生活オリエンテーションを実施する必要があります。</p>
★ 3	<p>1号特定技能外国人に生活オリエンテーションを実施した者の氏名を記載してください。 なお、特定技能所属機関（又は登録支援機関）の氏名又は名称については、登録支援機関に支援の全部の実施を委託した場合のみ、登録支援機関の名称を記載してください（一部委託の場合は、特定技能所属機関の名称を記載してください。）。</p>
★ 4	<p><u>1号特定技能外国人に生活オリエンテーションの確認書を示して確認の上、当該外国人の署名が必要です。</u></p>